

十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例

〔平成14年8月7日〕
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、十勝環境複合事務組合の公務員であつて、地方公務員法の特別職に属する職員（以下「特別職」という。）の給与について規定するものとする。

(特別職の範囲)

第2条 この条例において特別職とは、次に掲げるものをいう。

副組合長

(給料)

第3条 特別職に支給する給料月額は、次のとおりとする。

副組合長 693,000円

(手当)

第4条 6月及び12月に支給する特別職の期末手当は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に、基準日（帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号。以下「一般職の給与条例」という。）第28条第1項の基準日をいう。以下同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月に支給する額 100分の207.5

(2) 12月に支給する額 100分の222.5

2 前項の在職期間の算定及び特別職に支給する寒冷地手当については、一般職の給与条例の適用を準用する。この場合「職員」とあるのは「特別職」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第5条 特別職に支給する退職手当の額は、給料月額に在職期間1月につき100分の25.5を乗じて得た額とする。ただし、議会の議決を経て特に増額することができる。

(給与支給の条件、方法及び特例)

第6条 給与の支給条件及び支給方法並びに支給の特例については、一般職の給与条例第3条、第3条の2、第4条、第6条、第7条及び第28条から第28条の3までに掲げる規定並びに帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年条例第1号）の規定を準用する。この場合「職員」とあるのは「特別職」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、帯広市の諸規則を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 13 日）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定及び次項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは、「3 箇月以内」とする。

附 則（平成 15 年 11 月 27 日）

この条例中第 1 条の規定は平成 15 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 28 日）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 24 日）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 21 日）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 28 日）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 27 日）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 25 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日）

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日）

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 24 日）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 19 日）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 27 日）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 7 日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 16 日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の十勝環境複合事務組合特別職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。